

熊本市職業訓練施設条例の一部改正について

熊本市職業訓練施設条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職業訓練施設条例の一部を改正する条例

熊本市職業訓練施設条例(昭和45年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

(事業)

第2条の2 施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 職業訓練の実施のための施設の提供
- (2) 職業能力の開発又は向上に関する講習、体験学習等の実施
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

第8条に次の1号を加える。

- (4) 第15条に基づく利用料金の額が既納の使用料の額を下回ったとき。

第14条第1号中「(熊本市職業訓練センターに限る。)」を削り、同条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第2条の2各号に掲げる事業の実施に関する業務

第18条を第19条とし、第15条から第17条までを1条ずつ繰り下げ、第14条の次に次の1条を加える。

(利用料金)

第15条 指定管理者は、施設の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を自己の収入として収受することができる。この場合において、第7条の規定は、適用し

ない。

- 2 利用料金は、別表に定める額を超えない額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 第7条に規定する使用料を納付した者は、当該使用料に係る施設の使用について、利用料金を納付する義務を負わないものとする。
- 4 利用料金は、前納とする。ただし、規則で定める場合は、後納とすることができる。
- 5 指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金を減免することができる。
- 6 使用者は、既納の利用料金の還付を受けることができない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

別表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

別表（第7条、第15条関係）

使用時間区分			午前	午後	夜間	
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	
施設名及び使用形態						
熊本市事業内高等職業訓練校			1,000円	1,500円	1,500円	
熊本市職業訓練センター	大教室	分割しない場合	2,000円	3,000円	3,000円	
		分割する場合	1号教室	1,000円	1,500円	1,500円
			2号教室	1,000円	1,500円	1,500円
	3号教室		1,000円	1,500円	1,500円	
	4号教室		1,500円	2,000円	2,000円	
	多目的ルーム		1,500円	2,000円	2,000円	
	1号コンピュータ室		2,000円	2,500円	2,500円	
	2号コンピュータ室		2,000円	2,500円	2,500円	
	3号コンピュータ室		2,000円	2,500円	2,500円	
	実習室		2,000円	2,500円	2,500円	
	熊本市技	5号教室（A）	1,000円	1,500円	1,500円	
	能向上訓	5号教室（B）	1,000円	1,500円	1,500円	

	練実習場	多目的室	1,000円	1,500円	1,500円
--	------	------	--------	--------	--------

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の熊本市職業訓練施設の使用について適用する。

(提出理由)

職業訓練施設に係る利用料金の規定の整備等をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。